

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会
報告書(平成28年度)

平成29年3月

国土交通省自動車局
自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

背景

交通事故の多くは、見かけ上運転者の運転操作ミスや交通違反等の人的要因によって発生しているが、その背景には、運転操作を誤ったり、交通違反せざるを得なかったりすることに繋がる背景要因が潜んでいることが少なくない。特に、自動車運送事業にあつては、運行を管理しているのは雇い主等である自動車運送事業者であり、事業用自動車による事故防止を推進するためには、事故の背景にある運行管理その他の要因を調査・分析することも重要である。

国土交通省では、産官学協働により平成25年度まで行ってきた「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（以下「要因分析検討会」という。）をさらに発展させ、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められていることから、平成26年6月に（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」（以下「事故調査委員会」という。）を設置し、特定の事案に対する分析（マイクロ分析）を行っているところである。

一方、要因分析検討会において行われてきた、近年の交通事故の傾向分析（マクロ分析）に関しては、引き続き「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」（以下「事故対策検討会」という。）において取り扱うこととし、この分析から得られた交通事故の傾向を踏まえて特定テーマを選定し、交通事故の未然防止のための有効な安全対策の検討を行っているところである。

平成28年度においては、平成18年～27年までに発生した事業用自動車の交通事故についてマクロ分析を行った。また、重点的に検討を行う特定テーマとして、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受けてまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において「初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け」等が再発防止策として講ずべき事項とされたことを踏まえ、「貸切バス事業の運転者に対して行う運転者教育の強化」について検討するとともに、「交通事故統計及び事故事例の分析に基づく死亡事故の低減のためのポイントの検討」を行った。

本報告書は、事故対策検討会におけるマクロ分析結果及び特定テーマに係る検討結果をまとめたものであり、安全対策立案のための基礎資料となるものである。

※平成25年度まで行ってきた「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」

事業用自動車の事故について、事故の経過、運転者の状況、運行管理の状況、車両の状況等の情報を収集し、さらに、収集した事故情報を効果的に再発防止対策の立案に反映させるために、事故発生の要因及び背景を主に4つの要素（運転者面（Man）、車両面（Machine）、走行環境面（Media）、管理面（Management））に整理し、科学的な究明・分析を行うことを目的として、平成11年度から一部の地域でモデル的に開始した「自動車事故対策パイロット事業」を足がかりに、平成13年度から「自動車運送事業に係る交通事故要因分析事業」として実施してきた。

本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおり。

- ・ 第一分冊：「事業用自動車の交通事故統計（平成27年版）」
 （公財）交通事故総合分析センターが保有する交通事故統計データに基づき、直近10年間の事業用自動車の交通事故の傾向分析を行った報告書
- ・ 第二分冊：事故対策検討会で決定した特定テーマに係る検討結果等をまとめた報告書
 平成28年度においては、特定テーマに応じ、以下のとおり2部構成とした。
 - ・ 「第Ⅰ部 貸切バス事業における運転者教育対策の方向性」
 - ・ 「第Ⅱ部 交通事故統計及び事故事例の分析に基づく死亡事故の低減のためのポイント」
- ・ 第三分冊：「自動車運送事業用自動車事故統計年報（自動車交通の輸送の安全にかかわる情報）（平成27年）」
 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づき運送事業者から報告された事業用自動車の事故について、運送事業者監査総合情報システムに入力されたデータを基に年報としてとりまとめた報告書

なお、「自動車運送事業用自動車事故統計年報（自動車交通の輸送の安全にかかわる情報）」については、平成27年度までは「事業用自動車の重大事故の発生状況」として公表していたところであるが、平成28年度から本検討会の報告書の第三分冊として公表することとした。

第一分冊（事業用自動車の交通事故統計）で対象とする交通事故と、第三分冊（自動車運送事業用自動車事故統計年報）で対象とする事案の違いは、下表のとおり。

第一分冊(事業用自動車の交通事故統計)で対象とする交通事故	事業用自動車の「交通事故」であり、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の事故によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。物損事故については計上していない。 自動車及び軽自動車が対象。 ー表現の違いー ・ 事業用自動車の分類：業態 ・ 列車事故：列車の交通によって起こされた事故
自動車運送事業用自動車事故統計年報で対象とする、事故、事案	事故報告規則 第3条に基づき、自動車運送事業者（注）の使用する自動車が同報告規則第2条に規定された事故、事案に該当した場合、該当事故、事案ごとに自動車事故報告書として国土交通省に提出された件数。車両故障、疾病による運行中止等、死傷者を伴わない事案も報告対象となっている。 軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は対象外。 ー表現の違いー ・ 事業用自動車の分類：事業の種類 ・ 踏切事故：踏切において、鉄道車両と衝突、又は接触した事故

注) 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者。

事故対策検討会の活動実績

平成28年度においては、3回の事故対策検討会における議論に加え、特定テーマの一つである「貸切バス事業の運転者に対して行う運転者教育の強化」について詳細な検討を行うため、同検討会の下に「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置し、貸切バス事業の初任運転者等に対する実技運転や、ドライブレコーダーにより記録された映像を用いた指導・監督の具体的内容について4回にわたり検討を行った。

これらの事故対策検討会及びWGの開催実績は以下のとおり。

平成28年 5月11日	第1回WG	指導監督告示 ^{注1} 及び指導監督マニュアル ^{注2} の改正内容の検討
6月14日	第2回WG	(同上)
7月26日	第1回事故対策検討会	貸切バス運転者の教育強化の検討 ^{注3}
10月3日	第3回WG	指導監督告示改正案及び指導監督マニュアル改訂素案のとりまとめ ^{注3}
12月15日	第4回WG	「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の検討
平成29年 1月31日	第2回事故対策検討会	マクロ分析結果とりまとめ
3月16日	第3回事故対策検討会	交通事故統計及び事故事例の分析に基づく死亡事故の低減のためのポイントの検討、 「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」のとりまとめ

注1) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）

注2) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

注3) 検討結果を踏まえ、平成28年11月17日に上記告示及びマニュアルを公表。

平成 28 年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」委員名簿（五十音順・敬称略）

委員	相川 春雄	公益社団法人日本バス協会 安全輸送委員会 副委員長
〃	安宅 豊	一般社団法人日本自動車工業会 大型車部会長
〃	石川 博敏	自動車安全運転センター 顧問
〃	榎元 紀二郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 交通安全委員会委員
〃	小野 古志郎	一般財団法人日本自動車研究所 技監・研究主幹
〃	勝又 泰二	独立行政法人自動車事故対策機構 理事（事故防止担当）
〃	児島 亨	独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所 自動車研究部 主席研究員
〃	小林 覚	公益財団法人日弁連交通事故相談センター 常務理事
〃	酒井 一博	公益財団法人大原記念労働科学研究所 所長
〃	下光 輝一	東京医科大学 名誉教授
〃	高柳 勝二	株式会社プロデキューブ 代表取締役
〃	西田 泰	公益財団法人交通事故総合分析センター 研究部研究第 1 課長
〃	橋本 昭朗	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 常務理事
〃	橋本 良之	損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター 損害調査部長
〃	堀野 定雄	神奈川大学 工学研究所 高安心超安全交通研究所 客員教授
〃	山本 慎二	公益社団法人全日本トラック協会 交通対策委員会委員

オブザーバー

〃	北島 洋樹	公益財団法人大原記念労働科学研究所 副所長
〃	小菅 孝嗣	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 常務理事
〃	田中 勇彦	一般社団法人日本自動車工業会安全部会・交通事故分析分科会副分 科会長
〃	永嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会 常務理事
〃	山川 一昭	公益社団法人日本バス協会 技術安全部長

行政：警察庁交通局

厚生労働省労働基準局

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室、道路局環境安全課道路交通安全対策室、

自動車局技術政策課、旅客課、貨物課、安全政策課保障制度参事官室、

整備課、安全政策課（事務局）

平成 28 年度「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討ワーキンググループ」
委員名簿（五十音順・敬称略）

委員	北島 洋樹	公益財団法人大原記念労働科学研究所 副所長
〃	高柳 勝二	株式会社プロデキューブ 代表取締役
〃	堀野 定雄	神奈川大学 工学研究所 高安心超安全交通研究所 客員教授
〃	藪 大輔	東武バス株式会社 運輸部課長

オブザーバー

〃	安宅 豊	一般社団法人日本自動車工業会 大型車部会長
〃	石川 博敏	自動車安全運転センター 顧問
〃	勝又 泰二	独立行政法人自動車事故対策機構 理事（事故防止担当）
〃	田中 勇彦	一般社団法人日本自動車工業会安全部会・交通事故分析分科会副分科 会長
〃	長尾 政美	公益社団法人日本バス協会 参与
〃	西田 泰	公益財団法人交通事故総合分析センター 研究部研究第 1 課長
〃	山川 一昭	公益社団法人日本バス協会 技術安全部長